

令和5年8月21日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第177号の概要

(学校基本調査の変更)

1 文部科学省が行う基幹統計調査

文部科学省においては、学校等を対象にして、以下の4調査が基幹統計調査として実施されている。

調査名	実施周期	調査対象	調査内容
学校基本調査 今回の諮問案件	毎年	学校及び学校の設置者	学校の特性、教職員数、学生等の在籍状況、入学・卒業等の状況等
学校保健統計調査 (直近はR3.12.24答申)	毎年	学校	身長及び体重、健康状態(栄養状態、視力、聴力等)等
学校教員統計調査 (直近はR4.3.28答申)	3年 (直近はR4)	学校	性別、年齢別及び職名別の本務教員数、教員免許状の種類、担任の状況等
社会教育調査 (R5秋に諮問予定)	3年 (直近はR3)	教育委員会、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場・音楽堂、生涯学習センター	施設・設備、職員、事業実施、施設利用の状況等

2 学校基本調査の概要

調査部局 文部科学省総合教育政策局調査企画課

目的 学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

調査票の種類	報告者数	主な調査事項
①学校調査票（17種類）	・学校等 約60,000 ・学校の設置者 約8,000	学校の特性、教職員数、学生等の在籍状況 等
②学校通信教育調査票		学校の特性、教職員数、生徒の在籍状況、入学・卒業等の状況 等
③不就学学齢児童生徒調査票		児童・生徒の就学免除・猶予の状況、居所不明・死亡した児童・生徒数 等
④学校施設調査票（3種類）		土地・建物の用途別・構造別等の面積、土地・建物の増減状況 等
⑤学校経費調査票		学校の経費、収入 等
⑥卒業後の状況調査票（8種類）		卒業者の進学・就職の状況 等

調査周期 毎年

調査方法 郵送、オンライン

把握時点 毎年5月1日現在 ただし、「学校経費調査票」は前会計年度

公表期日 速報：調査実施年の8月頃 確報：調査実施年の12月頃

3 調査結果の利活用状況

利活用の例	内容
学校の母集団情報	学校を対象とする各種調査の母集団情報として利用
地方交付税の算定基礎	各地方公共団体への地方交付税の算定基礎として「学校数、学級数、教職員数、児童・生徒数」に関するデータを利用
審議会等における基礎資料	中央教育審議会、教育制度分科会、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会等の配付資料として、「学校数」、「教員数」、「児童生徒数」等のデータを利用
文部科学白書 (文部科学省)	文部科学省が作成する学校教育白書において、「学校数の推移」、「児童・生徒・学生数の推移」等のデータを掲載
OECD (経済協力開発機構) への提供	<p>国際統計「Education at a Glance」(図表でみる教育、EAG) 作成のためにOECDにデータを提供</p> <p>※OECDは、各国の教育状況を国際比較可能なデータとして公表するために、各国にデータ提供を求めている。</p>

4 - 1 調査事項の変更 (1)

変更内容

高等教育機関について、学校種を問わず、横断的に、年齢別入学者数・年齢別卒業生数を把握する。（これに伴い集計事項も変更する。）

変更理由

① OECDに対して、より詳細なデータ提供を行う。

※これまで入学者数・卒業生数の合計を提供していたが、OECDは、これまでも、可能であれば年齢別入学者・卒業生の人数の提供を求めており、今回の変更により、これに対応

② 就業者を対象とするリスキリング（学び直し）が政策課題となる中、学校種や専攻別に、年代ごとの社会人進学状況を把握できることは、分野・年代別の支援策等を検討する上で有用。

変更前後の比較

現行 : 大学、大学院、短期大学の年齢別入学者数のみ把握

変更後 : 基本的に高等教育機関の全ての学校種について、年齢別入学者数・年齢別卒業生数を把握

学校種	調査事項	調査票様式	現行計画	変更案
大学、大学院、短期大学	年齢別入学者数	第8～10号	○	○（継続）
	年齢別卒業生数	第30号	—	○
高等専門学校	年齢別入学者数	—	—	—（注1）
	年齢別卒業生数	第30号	—	○（注2）
大学通信教育 （大学・大学院・短期大学）	年齢別入学者数	第12号	—	○
	年齢別卒業生数			
専修学校	年齢別入学者数	第14号	—	○
	年齢別卒業生数			

（注1）
高等専門学校へは、中学校卒業後に15歳で入学することがほとんどであり、入学時の年齢が異なることが少ないため年齢別入学者数は追加しない。

（注2）
一方、卒業時の年齢については、留年等による差が生じている実態があるため年齢別卒業生数は追加する。

4 - 2 調査票の追加イメージ

(例：様式第12号。様式第14号においても同様の変更イメージ)

14 年齢別入学者数 (7の再掲) <small>(注) 5月1日現在の年齢とする。</small>	年齢区分	17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳(以下)	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	年齢不詳	計	
	男	1																							
	女	2																							

15 年齢別卒業生数 (10の再掲) <small>(注) 5月1日現在の年齢とする。</small>	年齢区分	19歳以下	20歳	21歳(以下)	22歳	23歳(以下)	24歳	25歳	26歳(以下)	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	年齢不詳	計
	男	1																									
	女	2																									

- 「大学、大学院、短期大学」については、現行調査票（様式第8号～10号）で年齢別入学者数を既に把握しており、様式第30号において、年齢別卒業生数のみ追加
- 文部科学省は、今回の変更にあたり、報告者となる全ての高等教育機関に、追加する調査事項についての回答の可否及び改善要望についてアンケートを実施。その結果、多くの学校から対応可能との回答。回答が難しい学校についても、文部科学省が従前から提供している年齢別人数を自動計算するツール（集計ツール）について今回の変更を織り込む改善を行うことで、記入支援を引き続き行う予定



ただ、一部の学校において年齢別の回答が困難な場合があることを想定して、様式第12号、第14号及び第30号において「年齢不詳」欄を設ける。

なお、既に調査事項として設けている「大学、大学院、短期大学」の年齢別入学者数（様式第8号～第10号）については、これまでも全ての学校から年齢別に回答が得られており、年齢不詳欄は設けない。

5 - 1 調査事項の変更 (2)

変更内容

専修学校について、①各学科が「高度専門士」課程に該当するか否か回答を求める。

(高度専門士課程とは、4年以上の修業等の一定の要件を満たした課程)

②今回追加する年齢別入学者・卒業者数(前記4参照)において、同課程の人数を内訳として把握する。

(これに伴い集計事項も変更する。)

変更理由

OECDに対して、教育内容の実態に沿ったデータ提供を行うため。

※OECDに対しては、国際教育標準分類(ISCED)の分類ごとのデータ提供が求められており、各国はそれぞれの教育制度を「ISCED0」～「ISCED8」に当てはめ提供している。

これまで専修学校(専門課程)は、課程に関係なく全て「ISCED5(短大相当)」としていたが、教育未来創造会議第二次提言(令和5年4月27日)を受け、教育内容の実態を勘案し、今回の変更後は、高度専門士課程は「ISCED6(学士課程相当)」として報告する。

提言の内容：未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)

(令和5年4月27日、教育未来創造会議)

IV. 具体的方策

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

< 具体的取組 >

- ・ 海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー取得や、単位互換制度、大学間交流協定締結を促進する。


⋮

- ・ 国際標準教育分類における高度専門士の位置付けの見直しと国家学位資格枠組みの検討を加速化する。

5 - 2 変更後の調査票イメージ

様式第14号（学校調査票（専修学校））

①学科ごとに高度専門士課程に該当するものについてチェックを入れる。



学科名 〔実際に認可を受け又は届出をしている学科の名称を記入する。〕	課程別	高度専門士課程	学科番号	学科の昼夜別	修業年限		単位制・通信制	生徒数			
					年	月		男	女	計	
学科	3	0	1	0							
学科	3	0	2	0							

②今回の変更において新設する「年齢別入学者数」「年齢別卒業者数」の内数として、高度専門士課程の人数を把握する。

年齢区分		14歳以下	15歳	16歳	17歳(以下)	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳
11 年齢別入学者数 (7の再掲) (注)令和6年5月1日現在の年齢とする	高等課程	男										
		女										
	専門課程	男										
		女										
12 年齢別卒業者数 (7の再掲) (注)令和6年5月1日現在の年齢とする	高等課程	男										
		女										
	専門課程	男										
		女										

